

ヨーロッパにおける文化景観保全制度による 地域変容

伊 藤 徹 哉

- I. はじめに—研究目的とヨーロッパにおける文化景観
 - (1) 研究目的
 - (2) 文化景観保全—地域実態としての文化景観
- II. イギリスとフランスにおける文化景観保全制度の構築
 - (1) イギリスでの文化景観保全制度の構築
 - (2) フランスでの文化景観保全制度の構築
- III. ドイツにおける文化景観の保全に伴う地域変容
 - (1) ドイツにおける文化景観保全制度の構築
 - (2) バイエルン州・文化景観プログラムおよび文化財保護法
 - (3) 都市における文化景観保全の誘導策—ニュルンベルクの事例
- IV. おわりに

I. はじめに—研究目的とヨーロッパにおける文化景観

(1) 研究目的

日本では地方自治体による景観計画の策定を定めた2004年の「景観法」の制定や、文化的景観を保護の対象に加えた同年の「文化財保護法」改正にみられるように、近年、文化景観の保全と修復に関する法整備が進んでいる。景観施策は、市民レベルでの地域固

有の景観の維持に対する意識の高まりや¹⁾、また景観を国や地域固有の貴重な財産と捉え、歴史的景観の維持・修復を通じた都市の活性化させたいとの市民や公的側主体側の意図などを背景として進められている。こうした中、景観保全の対象は、かつての個々の歴史的建築物等に限定する点的なものから、一定の空間的広がりを持つ地域へとシフトしつつある²⁾。

本研究は、第2次世界大戦後を主たる対象としてヨーロッパにおける文化景観の保全制度の捉え方および制度構築を再整理し、制度構築の実態を明らかにするとともに、ドイツの都市を事例として文化景観保全制度がどのように地域の持続的発展に寄与しているかを明らかにすることを目的とする。

近年における景観保全に対する関心の高まりや制度的改変と呼応して、日本においても都市計画や法学などの隣接分野を中心に海外の景観保全制度に関する研究が蓄積されつつある。日本における景観保全に関する海外事例研究では、比較分析に基づいた法制論が主に展開されている。上田³⁾は英仏独伊における景観保全制度を対象として、既存の物的側面の改変を抑制する法的規制の手法を比較検討している。ただし、たとえば補助金交付などを通じて伝統的建築物保存が実施されるように、文化景観保全においては助成制度などが併用されることが一般的であるが、こ

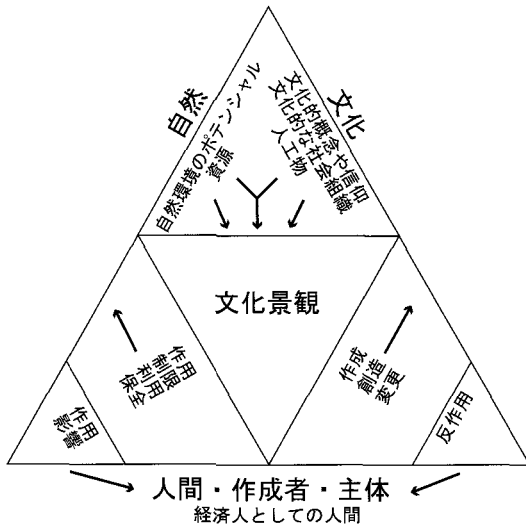


図1 人間・自然・文化の相互関係からみた文化景観
Denecke 1997, S.38 を一部改変

れらに関する分析は行われていない。西村⁴⁾は、英・米を事例として歴史的環境保全に関わる法令の歴史の変遷を分析し、英国では環境保全運動とも連動し、都市と農村における文化景観保全の制度が構築されていることを示した。これは、ヨーロッパにおける文化景観の保全が単なる法的規制にとどまらず、助成制度などの誘導策を含めた多用な社会制度に基づいて進められていることを示唆している。本研究ではまず、イギリスとフランスを事例とした既往研究に基づいて、ヨーロッパにおける文化景観保全の意義を考察するとともに、多用な手法によって実現されている文化景観保全制度の構築を概観する。

ヨーロッパにおける文化景観は、人間を中心として文化および自然との密接な相互関係の中で変化しつつある総体として捉えられており、変化の過程では既存の文化景観が自然や文化から影響を受けながら人間の生活や経済活動によって作り替えられていくという動的側面を有する(図1)。こうした側面を有するが故、既存の文化景観を「保全」とするとは、それらに何も手を加えないということも

含め、人間の社会的・経済的活動を規制・抑制・修正させる仕組み(制度)を整備し、現存の社会のあり方を変容させていることに他ならない。本研究では、ドイツにおいて現在行われている保全の取り組みに着目し、ヨーロッパにおける文化景観保全が制度として地域変容にどのような影響を与えているかを考察する。

以上をふまえ、本研究ではまず次節において、既往研究に基づいてヨーロッパにおける文化景観保全の意義を考察するとともに、II章では多用な保全制度を長い歴史の中で構築してきたイギリスとフランスを事例とした既往研究に基づいて、規制と誘導という観点から景観保全制度の構築を概観する。さらにIII章において、2002年から2003年にかけてドイツ・バイエルン州で行った現地調査に基づいて景観保全の取り組みを分析し、それらが制度として地域変容に対してどのような役割を担っているかを考察する。最後にヨーロッパの景観保全制度にみられる課題を議論する。

(2) 文化景観保全—地域実態としての文化景観

ヨーロッパ各国においては既に第2次世界大戦以前から景観保全の動きがみられ、例えばイタリアでは文化財保護法や自然美保護法により景観規制が定められた⁵⁾。ただし、文化景観保全の取り組みは、1960年代の高度経済成長期における都心・農村荒廃を大きな契機として本格化した。第2次世界大戦により甚大な戦災を受けたヨーロッパ各国では、戦後復興期を経て、1950年代以降に高度経済成長期を迎える。とりわけ都市経済の成長は、情報通信機器や空調施設などを欠いた老朽化した都市建築物を取り壊し、近代的ビルに再建させる一つの原動力となった。都市部において建築物の建て替えと補修が急速に進展し、60年代に入ると大都市を中心として都市での文化景観の大規模な変化が明瞭となっ

た。この時期には旧市街地の歴史的建築物が大量に失われたため、例えばミュンヘンでは文化景観の喪失状況は、戦災に次ぐ「2度目の破壊」⁶⁾と表された。

1950年代以降、都市経済が活況を呈する中で新市街地開発が進展する。イギリスでは1946年から1970年代にかけてニュータウン開発が進み⁷⁾、ドイツでも1960年代初頭から1970年代に大都市近郊で大規模住宅団地が盛んに開発された⁸⁾。景観的にも機能的にもモノトーンとなりがちな新市街地の単調さは、批判の対象となる一方で、都市や農村の地域社会にみられる多様な文化や伝統が再評価される一つのきっかけにもなった。折しも、旧市街地を中心とした既成市街地では住宅への再投資が滞ったために居住環境が悪化しつつあり⁹⁾、旧市街地の再生が急務となる。その一方、1960年代のフランス・西ドイツ・イタリアの農村でも都市への人口流出が顕著となり、農業人口が減少し、農山漁村は社会的に衰退した¹⁰⁾。こうした背景の下で、衰退しつつある旧市街地や農山村の荒廃を食い止め、既存の地域社会を維持することによって文化景観を保全しようとする政策が導入されたのである。このため、本研究では主に第2次世界大戦以降における都市と農村における文化景観保全の取り組みを分析対象とする。

このうちECの農業環境政策は、農村荒廃に対する取り組みだけでなく、文化景観保全対策として代表的なものであり、1985年に環境保全型農法に対する直接助成金が制度化されている¹¹⁾。農業従事者に対する適切な所得を確保するだけでなく、文化景観としての農村地域維持のための環境保全型農法による農牧地の維持管理が進められた。現在もEUによる農山漁村の地域構造事業において文化景観保全対策が進められており、EU加盟国間における社会的経済的な不均衡の是正を目的にした補助金制度が構築されている。その財源として複数の構造基金を活用しながら¹²⁾、

加盟国や地方自治体との共同補助事業として、農山漁村への対策であるLEADER+において環境保全型農業や文化景観保全が進められている¹³⁾。このように、農村を対象とする文化景観保全制度は、農業環境政策や過疎対策を通じて既存の地域社会の社会的・経済的・生態的特徴を回復させることを最大の目標として進められており、これらの事業は文化景観をキーワードとする自然環境の回復、経済的環境の改良、さらに文化的固有性の復活であると捉えることができる。

文化景観に着目した事業の広まるきっかけの一つは、1990年代初頭以降にUNESCO、EUおよび国レベルで行われた文化景観の重要性を巡る議論であり、自然・文化遺産の価値や将来的な利用が検討される中で、文化景観の重要性が広く認識されていった。歴史的に涵養されてきた文化景観は、経済的・生態的・美的・文化的成果が相互にバランスのとれた状態であり¹⁴⁾、現代社会において喪失しつつある生態的多様性や歴史的・文化的固有性の根拠となりうるため、文化景観を分析し、回復させていくことが持続的な地域開発の鍵となるとの主張が展開された¹⁵⁾。

こうした議論に先だって文化景観の理論的・実証的研究を蓄積させていたのは、絵図等の歴史的資料に基づいた文化景観の復元等の研究蓄積を豊富に有していた歴史地理学であった¹⁶⁾。例えばドイツ語圏においては1970年から1996年までに1800を超える景観保全に関する論文が公表されており¹⁷⁾、また、ボン大学歴史地理学講座の研究者を中核とする研究グループが学術雑誌『文化景観 *Kulturlandschaft*』を1991年以降刊行しており、その中で文化景観保全の理論的・実践的研究が公表されている。

また、UNESCOが1992年に世界遺産の一つとして文化景観の概念を追加したことも、文化景観の重要性を広める上で大きな出来事といえる。この中で示された、社会・文化的

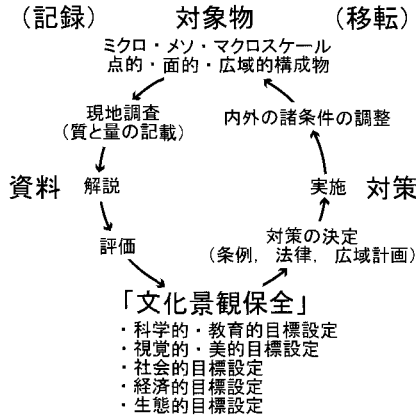


図2 文化景観保全の過程
Schenk 2002, S.11 を一部修正。

活動によって形成された「有機的に進化する景観」との考え方は、「自然と人間との共同作品」¹⁸⁾である文化景観の静的側面である可視的特徴の維持だけでなく、人間と文化・自然と密接な相互関係の中で変化しつつある動的側面を積極的に評価している。したがって、文化景観保全とは単に古い時代の面影の残る歴史的遺産を保存していただくだけでなく、各地域に固有な経済的・生態的・美的・文化的成果の総体を相互にバランスのとれた状態へと修復・回復することを意味する。文化景観保全制度とは、これらを可能とするために社会的・経済的活動を規制・抑制・修正・誘導する仕組みと捉えることができる。

文化景観保全はいくつかの過程に分けることができる(図2)。まず、文化景観保全の対象は、点的である個々の文化財、複数の対象物から構成された面的な対象物、さらに広域的な広がりをもつ対象物(広域的構成物)であり、こうした対象物に対して調査・説明・評価を行い、対象物を資料として記録していく。こうした資料化段階においては、文化景観が歴史的な複合物であるという点が重視されており¹⁹⁾、時代の古さはもとより、各時代の生活・文化・生態的特徴を反映した対象物が評価されている。さらに、実際の対策段階では、保全される対象物の所有者に制

表1 英仏における都市景観の保全に関する制度

年	国	名称	内容
1913	仏	歴史的建造物保存法	歴史的・芸術的観点から歴史的な文化財指定
1947	英	都市農村計画法	歴史的建築物の指定と保全
1953	英	歴史的建造物および記念物法 →1954年：タウン・スキーム	歴史的建築物の指定と補助金支出の規定 面的な景観保全のはしり
1962	仏	マルロー法	歴史的建築物保全を周辺へ拡大→面的規制
1967	英	シビック・アメニティー法	保全地区制度の導入：面的保全を規定
	仏	POS(土地利用計画)制度	建物の絶対高さの上限を定める高度計画の導入
1971	英	都市農村計画法	保全地区を法定都市計画に位置づけ、補助金を規定
1974	英	都市農村アメニティー法	保全地区内での許認可の強化 →地方分権化
1983	仏	ZAPPAU	建築的文化財の周囲500mでの規制を規定
1990	英	計画(登録建造物および保全地区)法	保全地区に関する都市農村計画法上の規定を統合
1990	英	都市農村計画法	景観規制を伴う都市計画
1992	英	国家遺産省発足	遺産管理の一元化
1993	仏	風景法、ZAPPAU	都市計画上の景観保全の強化

寺阪 2005；西村 1997；上田 2004より作成。

約条件を課すのに加えて、一般市民に対しても納税者として負担をかけるため、所有者や一般市民にも受け入れ可能な持続的発展を考慮した保全方法が重視されつつある。

II. イギリスとフランスにおける文化景観保全制度の構築

イギリスとフランスでは第2次世界大戦以前から文化景観保全の取り組みが進められており、両国を事例として制度の変遷を概観する。両国では1960年代から70年代にかけて、個々の建築物の保全と修復に加えて、土地利用規制と誘導を含めた総合的地域保全へと制度が変容した(表1)。

(1) イギリスでの文化景観保全制度の構築

イギリスでは1960年代から都市と農村を対

象とする文化景観保全の取り組みが本格化し、法令に基づく景観規制と補助事業による誘導によって、文化景観保全が進められてきた。現在における景観規制の基本は都市計画であり、1990年の都市農村計画法 *Town and Country Planning Act 1990* に基づいて広域自治体や基礎自治体が作成する都市計画 *Development Plan* を根拠として、建築物の高度制限などの規制が進められている²⁰⁾。こうした景観規制は、1947年の都市農村計画法に基づく歴史的建築物の指定と保全を端緒とする。これ以降、中央政府が個々の歴史的建築物を対象とする文化財保存を進めてきたが、1960年代後半に建築物単体から面的な景観規制へ規制範囲が拡大された。また、この時期には保全の実施主体も中央政府から地方自治体へと変化し²¹⁾、各地域の文化や伝統に基づいた文化景観保全を進める基盤が成立する。

こうした景観規制の対象地域として1960年代に保全地区制度が導入され、現在は1990年の計画（登録建造物および保全地区）法に基づいて保全地区が設定されており、地区内での建築物の補修と街路景観の整備が進められている²²⁾。保全制度の歴史は、既述の1947年の都市農村計画法による歴史的建築物の指定にさかのぼるが、同法では補助金支出に関する規定が欠落していた。このため1953年に歴史的建造物および記念物法により歴史的建築物の指定と補助金支出が定められ、その決定を歴史的建築物協議会が担当することになる。1954年、タウン・スキームと呼ばれる制度が導入され、歴史的建築物協議会による補助金を地元の補助金に上乘せることで、地域の実情にあわせた助成が可能となった。1967年のシビック・アメニティ法に基づいて保全地区制度が導入され、歴史的建築物を中心とした歴史的環境の面的保全が定められたが、地区指定の手続きや予算の裏付けが不十分であった。これを補うため1971年の都市農村計画法において保全地区指定とそれに関係

した費用に対する補助金支出の基準が規定された。さらに1974年の都市農村アメニティ法に基づいて保全地区内での許認可が厳しくなったことで、地域の実情にあわせた景観保全が可能となった²³⁾。この他、文化景観保全を実現する誘導策としてイングリッシュ・ヘリテージ *English Heritage* による歴史的遺産に対する補助事業が存在しており、歴史的遺産や国立公園などの保全事業に対する補助が国家予算により行われている²⁴⁾。

また、農村における文化景観保全制度としては、都市計画による景観規制に加えて、田園地域庁 *Countryside Agency* が農村地域における文化景観対策を実施している。本組織は1999年に田園地域委員会 *Countryside Committee* から改組された公的機関であり²⁵⁾、農山村の文化景観保全や環境保全に活動を展開している。例えば田園地域委員会時代の1974年には報告書を公表し、効率的な農業経営とともに伝統的な農村景観を維持・保全する方策の必要性を指摘し、また、1981年の野生生物・田園地域法 *The Wildlife and Countryside Act* 成立以降、本法に基づく予算を得て国立公園や特別景観地域の整備などを進めている²⁶⁾。さらに農山村地域では公益団体であるナショナル・トラストが19世紀末から活動を進め、土地の取得や管理などを通じて自然景観の保全に寄与している²⁷⁾。

(2) フランスでの文化景観保全制度の構築

フランスでは20世紀初頭から歴史的建築物の保全を目的とする法規が整備され、景観規制による文化景観保全が進められてきた。これらの制度は第2次世界大戦後に徐々に強化され、特定の歴史的建造物の保存から特定区域全体の保存へと変化した。現在、文化景観保全は、都市での都市計画に基づいた保全地域の指定と景観規制、また農村部においては土地利用規制による開発行為の管理を通じて実施されている。

文化景観保全の取り組みは、1887年の歴史的建造物保全に関する制度に始まり、都市部での景観規制が先行して進められてきた。1913年には歴史的建造物保存法が制定され、教会建築物保護の必要性を背景として²⁸⁾、歴史的・芸術的観点から保全すべき建築物が歴史的な文化財として指定され²⁹⁾、改修・修復が施されてきた。第2次世界大戦後に「点・線から面への景観規制」³⁰⁾へと徐々に強化されており、1962年のマルロー法に基づいて保全・修復の対象は歴史的建築物の周辺へと拡大した。しかし、制度適用に時間がかかるだけでなく、対象地域内での立ち退きが必要となるなどの問題を抱えていたため³¹⁾、1983年の法律に基づいてZAPPAU（建築的・都市的文化財保全地区制度）が導入され、文化財周辺地域での開発・建築行為の制限を通じた文化景観保全が目指された。ZAPPAUは、1993年の風景法制定により、ZAPPAUP（建築的・都市的・景観的文化財保全地区制度）と改称され、これにより基礎自治体は都市計画の中において景観的な保全計画を組み入れることが可能となった。1990年代末までに79都市において保全計画が制定されている³²⁾。

さらに、都市計画における誘導策として、1967年の土地利用の方向づけの法律（本法は1983年の法律第8号へと再編）に基づいてPOS（土地占用プラン）制度が成立し³³⁾、都市域での新規開発や建築行為の規制を通じた既存の文化景観の保全が進められている。本制度では、都市景観として重要な意味を有する文化景観を維持することを目的として、景観に影響を与える建築物の設置を制限し、建築物の高さや建物の形状や素材などの外観が規制されている³⁴⁾。

III. ドイツにおける文化景観の保全に伴う地域変容

本章では2002年から2003年にかけてドイ

ツ・バイエルン州で行った現地調査に基づいて景観保全の取り組みを分析し、それらが制度として地域変容に対してどのような役割を担っているかを考察する。

ドイツでは、複数の空間スケールから文化景観保全に関わる法的枠組みが整備されている。このうち都市における文化景観は、土地利用規制による法的規制、公的事業による保全と修復などの地域政策を通じた誘導、さらに歴史的建造物保護という文化政策を組み合わせた総合的な地域政策によって維持されている。

(1) ドイツにおける文化景観保全制度の構築

ドイツにおいては1960年の連邦建設法以降、法規による規制および都市計画制度による誘導に基づいて開発行為の抑制が積極的に行われ、既存の文化景観の保全が図られてきた。加えて、1970年代から環境関連事業が導入され、1980年代には農山村を対象とする文化景観保全事業によって各州で農業環境や農耕景観が維持されようとしている。

まず、連邦レベルでみた場合、ドイツにおける文化景観の保全に関する取り組みの萌芽は、1868年のバーデン地域道路法、1871年のプロイセン建築線法など、19世紀半ばに制定された建設抑制地区に求めることができる。建設抑制地区の制定は、都市における新規開発に伴う施設整備費用の増加を抑制する一方、農村景観の破壊を予防した。この規定は1986年の連邦建設法典第35条での建設抑制地区と建築案にひきつがれ、都市と農村における景観保全の基礎となっている³⁵⁾。建設抑制地区の制定と開発行為の制限は都市計画の一部として進められてきたが、都市計画の策定や実施においては、州および都市の自治が幅広く認められてきた歴史を反映して、州および基礎自治体 *Gemeinde* の裁量が大きく認められている³⁶⁾。

現在、文化景観の保全は景観規制と誘導策を通じて実施されているが、景観規制は都市計画制度に基づいて進められている。現在の都市計画制度は、1960年の連邦建設法を拡充させた1986年の建設法典に基づいて、土地利用準備計画 *Flächennutzungsplan*（通称F-Plan）と地区詳細計画 *Bebauungsplan*（通称B-Plan）に依拠して進められている³⁷⁾。前者を通じて基礎自治体内全域に関する土地利用区分を規定し、将来の土地利用の方向性を示すとともに、後者を通じて面的な土地利用計画および、建物単位での土地利用や高さ制限等が定められている³⁸⁾。後者では、必要に応じて色彩や高さ制限などの個別的な法的規制が行われる。また、連邦法と州法に基づく基礎自治体の建築形成条例 *Baugestaltungssatzung* により、建築物や広告物などの規制が行われる場合もある³⁹⁾。

農山村における文化景観保全は、主に自然保護と農業地域経済対策を基盤として進められている。まず、1974年の新農地整備法によ

り、農山村は生活空間の一部や農作物の生産拠点であると同時に、都市住民にとっての水源や余暇・保養空間として位置づけられている⁴⁰⁾。さらに1976年に連邦自然保護・景観保全法が制定され、その第1章において自然環境と景観は守るべき対象として規定され、自然保護政策の基本的枠組みが規定された。これに基づき、国・州・郡・基礎自治体それぞれの空間スケールで保全計画を策定している。

文化的遺産に対する補修や修復などの対策、また農山村地域における生業維持を通じた文化景観保全事業は、州ごとに定められている。州法による文化財保全政策が国の対策よりも先行しており、例えば国レベルでの農山村地域への対策は既述の通り1976年の連邦自然保護・景観保全法であるが、州レベルでは1970年代前半には既に類似する法規が整備された⁴¹⁾。旧東ドイツ各州も東西ドイツ統一後に制定しており、連邦法での大枠の規定に基づいて、各州が独自の地域特性をふまえた

表2 バイエルン州・文化景観プログラム・区分A (2005年)

助成内容	助成額 (Euro/ha年)
1 経営全体への助成	
1.1 有機農業基準に基づく営農	
農地・草地	255
伝統的栽培植物	305
園芸用農地・長期耕作地	560
1.2 環境指向的営農	-
2 粗放的な農地・永続的草地利用 (経営体ごと)	
2.1 輪作 (全耕地)	
年最低5種の作付け	70
2.2 永続的草地	-
3 粗放的な農地・永続的草地利用 (圃場ごと)	
3.1 羊・山羊による粗放的放牧	-
3.2 採草地の放牧地利用	-
~3.7	-
3.8 冬季の緑地化	90
*1.1との組み合わせの場合	70
4 土壌、水質保全および文化景観保全のための特定営農	
4.1~4.5	-

注：「-」は申請受付中止。

Bayerisches Staatsministerium für Landwirtschaft und Forsten 2006より作成

されることで、補修などの際に公的機関から補助を得られる反面、形状変更の際の許認可が必要となるなど、所有者・利用者の権利が制限される。まず、直接的・間接的な経済的支援制度についていえば、文化財保全を実現するために、以下のような複数の直接・間接的な助成制度が整備されている⁴⁸⁾。直接的な補助金として所有者や居住者を対象とする州の補償基金から融資と助成金、州立財団からの融資と助成金、さらに基礎自治体や郡からの融資などが存在する。また、農山村での文化財保全を対象とする「余暇と保養」事業プログラム '*Freizeit und Erholung*' が用意されており、文化財を核とする宿泊や余暇施設の整備に助成が行われている。また間接的な支援策として、文化財の所有者である法人と個人に対する所得税等の減免措置が行われている⁴⁹⁾。

さらに、都市域においては一般住宅として供されてきた老朽建築物の改築・修復制度を通じた文化景観保全にも力が入れている。改築や修復を促進させるための助成制度は、1970年代半ばの老朽建築物の保存に対する社会的関心の高まりを背景として整備され、例えば、全国的には1977年の連邦所得税法第7b条の改正において老朽建築物の維持と管理を行う場合の所得税の控除が定められた。また1978年の連邦住宅近代化・省エネ法 *Wohnungsmodernisierungs- und Energieeinsparungsgesetz* により、老朽化した住宅施設の改築・修復が助成対象となった⁵⁰⁾。

(3) 都市における文化景観保全の誘導策

ーニュルンベルクの事例

都市域での文化景観保全は、伝統的文化財指定および保全地区制度を基本として進められているが、これに加えて都市計画および都市更新事業を通じた文化景観の保全も進められている。本節ではニュルンベルク市における文化景観保全に関する実際の取り組みに着

目し、既述の文化財保全制度などを活用しながらも、都市計画に基づく歴史的施設を活用したまちづくりや都市更新事業による文化景観の保全など、複合的な文化景観保全制度を活用している実態を分析し、それらを通じた地域変容を明らかにする。

まず、ニュルンベルクの都市発展を概観すると、11世紀に公文書にはじめてその名が登場して以降、当市は交易ルートの主要な都市として発展し、中世には裁判権を含む広汎な自治権を有する帝国自由都市として繁栄した⁵¹⁾。神聖ローマ帝国崩壊にともなってバイエルン王国に編入された1806年前後を境として、当市には産業革命の波が押し寄せ、工業化に伴う社会経済的な変革が進行する⁵²⁾。工業化の進展は人口増加をもたらし、城壁で囲まれた旧市街地を超えて市街地が急速に拡大した。

旧市街地およびその周辺地域には老朽建築物が現在も数多く立地しており、それらには19世紀から20世紀前半に建設された建築物が数多く含まれている。図4は都市中心部における老朽建築物の割合を示しており、旧市街地南部を中心に都市中心部周辺に老朽建築物が集積していることがわかる。これら老朽建築物には、浴室やトイレなどの施設が不備であるものが数多く含まれており、改築や改修が必要となる。居住環境の整備は一義的には所有者の責任である。しかし、都心やその周辺では1950年代半ば以降、人口郊外化を背景として人口高齢化や外国人比率の上昇などによって、建物所有者の所得低下が生じており、再投資が不十分な老朽建築物も数多く存在した⁵³⁾。

こうした建築物の構造的・機能的劣化と社会的な停滞傾向は、旧市街地およびその周辺部における歴史的な文化景観の変質・悪化を意味するだけでなく、都心における住宅供給が滞っていることも意味していた。このため、市当局は1960年代以降、都市計画に基づいて

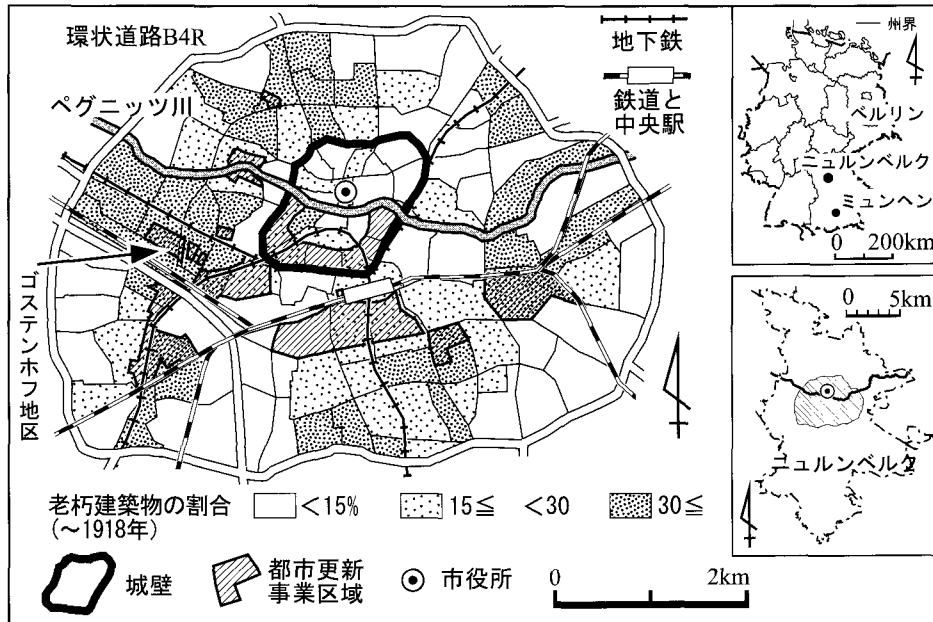


図4 ニュルンベルクにおける老朽建築物の割合（2000年）

注：都市更新事業の区域は1998年時点。
 ニュルンベルク市資料より著者作成

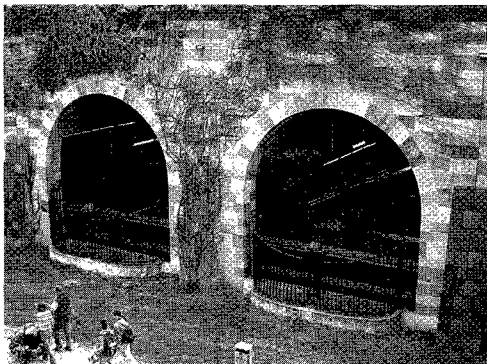


図5 ニュルンベルクでの城壁部分を利用して建設された地下鉄
 2004年8月著者撮影。

旧市街地を積極的に改良しており、既述の1960年の連邦建設法に依拠した計画を策定し、土地利用を規制するとともに、交通網整備に着手する。その際、急激な自動車社会に対応させて旧市街地を迂回する外環道路を整備するだけでなく、歴史的建造物を活用し、歴史的資源と調和したまちづくりが進められた⁵⁴⁾。例えば地下鉄建設では既存の文化景観

に配慮し、そのルートの一部に城壁部分が活用された（図5）。

また同時に、都市内部の老朽化住宅の改修と改築を通じて居住環境を改善し、一定の機能を備えた住宅を供給することを目的として⁵⁵⁾、公的事業による地域再生を計画した。旧市街地およびその周辺部における歴史的な文化景観の保全と修復は、公的事業である都市更新事業 *Stadterneuerung* を通じて進められている。ニュルンベルク市では、1973年に最初の都市更新事業がブライバイス地区で開始されて以降、1998年までに12事業が実施されている（図4）。事業の多くは、大小の工場が多く立地しており、19世紀後半から20世紀初頭の工業化時代に建設された建物の割合が高い中央駅の南部と西部で実施されている。いずれの事業対象地区も、都心周辺地域として1960年代には人口高齢化や外国人世帯増加といった社会的な停滞が進んでおり、いわゆるインナーエリアに該当する。

これらの事業は1971年の都市建築助成法、および1986年の連邦建設法典に基づいており、当事業は市街地再開発であるだけでなく、既存の老朽建築物の再生・再利用、社会・経済環境の改善、緑地（生態系）の復活などを実現する手段として活用されている⁵⁶⁾。国全体でみた場合、この2法に基づいて連邦政府と州からの助成を受けた公的事業は2001年までに約3,500であり、両者から拠出された助成金の合計は88億2千万マルクに達する⁵⁷⁾。1970年代の都市更新事業は面的再開発 *Flächensanierung* という考え方に基づいて進められたが、住宅地域の歴史的特性に対する配慮に欠けると批判されたため⁵⁸⁾、1970年代後半以降になると建築物などの既存の文化的資源の再利用が重視されるようになる。これらは一般に「地域維持の都市更新 *Erhaltener Stadterneuerung*」と呼ばれ、住宅の改修、街路整備による交通騒音の軽減および公園・緑地整備が重点的に行われた。さらに、1980年代半ばになると、社会組織を含めた地域社会・自然環境を維持・補完する「生態的都市更新 *Ökologische Stadterneuerung*」も登場した。現在は1990年代後半に登場した「社会的都市 *Soziale Stadt*」事業が中心となり、建築物の形態的改善や居住環境整備のみならず、特定の社会的課題の解決に重点が置かれている⁵⁹⁾。

上記のような全国的傾向を反映して、1970年代以降、ニュルンベルク市での都市更新事業も既存の建築物などの地域資源を活用しながら進められている。このうち、都心周辺西部に位置するゴステンホフGostenhof地区の事例に基づいて、既存の地域資源を生かした都市更新事業の実態を紹介したい。当地区は、都市中心部から南西約2 km、中央駅まで地下鉄で約10分の距離に位置し（図4）、19世紀末に工場労働者の居住地として建設された。20世紀初頭の工業化や第2次世界大戦後の人口増加に伴って、中庭部分には狭小な

建築物が増築されるなどしたため⁶⁰⁾、建物密度も高く、日照や衛生面などの住宅環境として十分なものではなかった。

ゴステンホフでの都市更新事業の構想は1970年代後半に持ち上がり、10.5haを対象とする計画が立案され、78年の予備調査、79年から81年での地区詳細計画B-Planの策定を経て、81年～88年に実際の工事が進められた。事業では、既存建築物の取り壊しと建て替えが部分的には行われたものの、主に外観の修繕、住宅施設の更新などが行われた。また、歩行者専用道路の新設や街路樹整備といった、地区全体の骨格となる部分が改良され、一部の街区では中庭部分にあった倉庫や小規模工場・住宅が取り壊され、中庭の緑化が進められた⁶¹⁾。これらの地域においては、所有者は市を窓口として国や州からの補助金を受給し、減税などの優遇措置を享受することが可能であり、これらを通じて外壁補修や住宅施設の近代化などを実施することが可能であった（表3）。

さらに、ゴステンホフでは都市更新事業と並行して、一部の老朽建築物は文化財に指定され、改修・補修に対する補助が行われた。これらの建物は、19世紀末～20世紀初頭の地区成立初期に建築された集合住宅であり、街区の成立と発展を表象するものとして文化財指定の対象となった。こうした文化財指定によって補助が可能となる一方、増改築や用途変更が制限されたため、地域の特徴を示す歴史的建築物が現在も数多く残存し、文化的景観が維持されている。

また、文化財指定や都市更新事業以外にも、老朽化住宅の窓枠を改良するなどの機能的改善や、一般住宅地の緑化に対する補助など、様々な助成事業が整備されている（表3）。このように、都市域においては個々の伝統的文化財および保全地区が指定されつつ、都市計画および都市更新事業を通じて文化景観の保全が進められている。また、実際

表3 ニュルンベルクにおける都市更新助成制度 (2000年)

助成制度名	助成内容 (対象)	助成手段	申請受付	
1 都市建築助成	都市更新事業区域を対象として： 1) 住宅建築のための準備および援助 (既存住宅の確保と新築に対する援助) 2) ファサード (建物正面) 改修 3) 歴史的に重要な都市建築構造物の保護 4) 住宅環境の改善 5) 交通利用者の安全を確保するための改善策 6) 生態学的に劣悪な地区の改良 7) 社会的問題を抱えた地域の改良	補助金 (給付)	市	
	2 都市更新事業地域における 経済的援助	・ 都市更新事業区域内での建築物近代化および改修対策費用に対する課税控除 (10年間10%減税)	減税	市
3	バイエルン州近代化事業	・ 中古賃貸住宅の品質改善を目的とした、近代化および改修	融資 (貸付)	市
4	バイエルン州住宅建築事業	・ 同上	同上	同上
5	居住環境改善事業	1) 都市更新事業区域の優先的住宅の改築・改修	融資・ 補助金	市
		2) 近代化と改修 3) 中庭の緑化 4) 建物除去 5) 予備計画		
6	ファサード緑化事業	・ 公道 (公共敷地) に面したファサードに接する樹木やツタ類の購入・育成	補助金	市
7	防音窓設置事業	・ 交通量の激しい道路沿いの住宅における防音窓の設置	補助金	市
8	CO2削減事業 (ニュルンベルク市)	1) 省エネルギー効率の高い二重ガラスを含めた断熱	補助金・ 費用弁済	市
		2) 省エネルギー住宅 3) ガス式ボイラー 4) 蓄電式暖房装置 5) 省エネルギー住宅施設 6) 街区集中暖房施設 (街区全体への暖房供給施設) 7) 太陽光発電パネル		

注：下線をつけた項目は、都市更新事業と関連の強いことを意味する。
ニュルンベルク市住宅・都市更新局資料より作成

の取り組みは、文化財保全制度、都市計画に基づく歴史的施設を活用したまちづくり、さらに都市更新事業やその他の助成事業を活用しながら進められており、これらに基づいて地域の実情に即した文化景観保全が可能となっている。さらに、こうした文化景観保全に関わる取り組みでは、既存の地域資源を活用しつつ、居住環境や施設などの住民の生活の質を向上させることが基本となっており、制度を通じて既存の文化景観の維持と持続的な住民生活の向上が図られている。

IV. おわりに

本研究は、ヨーロッパにおける文化景観保全の捉え方を再整理し、制度構築の実態を明らかにするとともに、ドイツの都市を事例として文化景観保全が地域の持続的発展にどの

ように寄与している点を明らかにすることを目的とした。ヨーロッパにおける文化景観は、人間が自然との関わり合いの中で作り上げたものとして捉えられており、文化景観の保全とは単に現在の地域像を維持するだけにとどまらず、各地域に固有な経済的・生態的・美的・文化的成果が相互にバランスがとれた状態へと修復することを意味している。こうした考え方に基づいて法律や助成制度などの法的規制と誘導制度が整備されており、文化景観保全は農村と都市それぞれを対象とする政策を通じて実施されている。イギリスとフランスの保全制度においては、1960年代から70年代に保全対象が個々の建築物から特定区域全体へと拡大していることに加えて、保全の実現手法も土地利用規制と誘導を含めた総合的なものへと変容した。

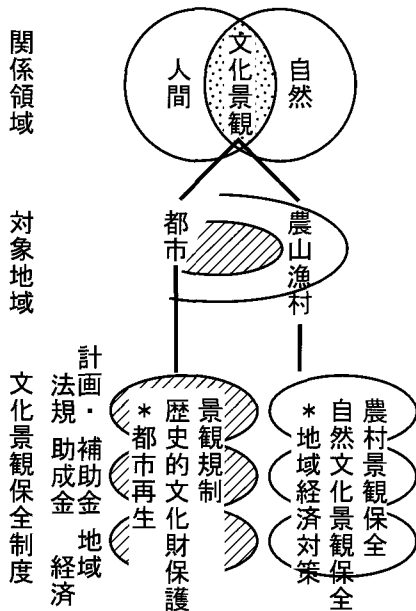


図6 ヨーロッパでの文化景観保全の枠組み

ドイツにおいては1960年の連邦建設法以降、法規による規制および都市計画制度による誘導に基づいて開発行為が抑制され、既存の文化景観が保全されている。また、農山村を対象とする文化景観保全事業によって農業環境や農耕景観が維持され、都市域では文化財保全制度、都市計画に基づく歴史的施設を活用したまちづくり、都市更新事業やその他の助成事業を活用しながら、文化的景観保全が進められている。こうした文化景観保全に関わる取り組みは既存の地域資源を活用することを最優先させているため、地域の実情に即した文化景観保全が可能となっている。同時に、居住環境や施設などの住民の生活の質を向上させることが基本となっており、既存の文化景観の維持と住民生活の持続的な向上が図られている。

上述のように、近年におけるヨーロッパの文化景観保全の枠組みでは、都市と農山村それぞれにおける文化景観を対象として、都市計画や法規などの規制や、補助金や農村部での所得水準向上などの地域経済活性化といっ

た誘導策が重層的に整備されている(図6)。都市においては、景観規制や文化財保全とともに、都市更新事業を通じて地域社会の社会・文化・生態的要素が再生されており、こうした取り組みの中で文化景観保全が図られている。農村でも同様の制度が構築されており、広域的なものから小地域に至るまでの重層的な地域計画が立案され、これに基づいて複数の予算や事業を活用して、文化景観保全のための複合的・横断的な対策がとられている。

最後に、ヨーロッパにおける今後の文化景観保全制度に関して、EUの拡大と深化が進む中で生じる課題を指摘しておきたい。現在、文化景観保全事業は各国の国・州・基礎自治体レベルで進められており、法的・財政的な枠組みが構築されている。その一方で、ドイツでの文化景観プログラムの事例にみられるように、国や地方政府の財政悪化などに起因してEU事業との連携が強化されつつある。EUは加盟国や地方自治体と共同しながら、農山漁村や都市での地域構造改革を補助しているが、2007年以降、新規加盟国を中心にした後進地域への補助に重点を置き、国際競争力に対応させる地域構造改革を促進する計画を公表しており⁶²⁾、従来の文化景観保全事業を含む環境関連政策に十分な予算を確保できるかどうかは不透明であろう。とくにEU拡大に伴う新規加盟の旧中欧・東欧諸国への環境対策・生活基盤整備に膨大な予算が投じられる反面、ドイツなどのいわゆる先進国での文化景観保全事業に対する予算が低下する危険性がある。また課題の第2点として、文化景観保全事業に関する加盟各国間および基礎自治体間での制度的差異・格差が指摘できる。ドイツにおける文化景観プログラムでの補助対象の縮小にみられるように、EUや国との共通政策である場合、既存の先進的で手厚い補助事業は縮小してしまう傾向にあり、こうした下限一致の原則を議論し、

調整する必要があるだろう。同時に、補助事業となる場合、補助金の利用目的が制約されるため、地域の実情に即した文化景観保全対策を実施することが困難となる危険性があり、より柔軟に活用できる資金の導入も検討すべきだろう。

本稿では、ヨーロッパにおける文化景観保全の制度構築を概観するとともに、ドイツの事例を通して、重層的に策定された地域計画に基づいて、複数の事業を活用した複合的・横断的な対策として文化景観保全が進められていることを明らかにした。既述の通り、現在EUの拡大と深化が進展する中で、各国の既存の文化景観保全制度は変化しつつあり、それらの動向を国別に事例調査に基づいて詳細に分析する必要があるが、それらは今後の課題としたい。

(東洋大学国際共生社会研究センター)

〔付記〕

論文作成において筑波大学の手塚章教授ならびに石井英也教授に貴重な助言をいただいた。記して厚く御礼申し上げます。なお、本稿作成にあたって文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B)18720233[研究代表者:伊藤徹哉])の一部を利用した。

〔注〕

- 1) 田村 明「近年の景観保全の動向と課題」、環境と公害28(2), 1998, 2~8頁。
- 2) 寺阪昭信「フランスにおける景観保存政策の展開と現状-パリとりヨーン-」, 山本健兒編『グローバリゼーションとEU統合への文化的対応に関するEU主要都市比較研究(科学研究費研究成果報告書)』, 京成社, 2005。
- 3) 上田貴雪「ヨーロッパの景観規制制度」, 調査と情報439, 2004, 1~11頁。
- 4) 西村幸夫『環境保全と景観創造-これからの都市風景へ向けて』, 鹿島出版会, 1997, 7~139頁。
- 5) 前掲3) 4頁。
- 6) Referat für Stadtplanung und Bauordnung hrsg., *Denkmalschutz und Denkmalpflege in München*, Gehring Verlagsgesellschaft mbH, 1999, S. 128.
- 7) 海道清信「地域振興型新都市開発プロジェクトの計画経営論-日英ニュータウン プロジェクトの計画経営に関する比較検討-」, 日本都市計画学会学術研究論文集29, 1994, 463~468頁。
- 8) Heineberg, H, *Grundriß Allgemeine Geographie: Stadtgeographie (2. Auflage)*, Schöningh, 2001, S.227-232.
- 9) 伊藤徹哉「ドイツにおける都市更新事業に伴う住宅地域変容-1970年代以降のニュルンベルクを事例として-」, 経済地理学年報49, 2003, 197~217頁。
- 10) 佐々木 博『EUの地理学』, 二宮書店, 1995, 72頁。
- 11) 松田祐子『EU農政の直接支払制度-構造と機能』, 農林統計協会, 2004, 61頁。
- 12) EUの構造基金に基づく地域構造事業には、社会基盤施設の整備が遅れた都市を対象とする事業も含まれており、都市問題対策であるURBAN IIなどの補助事業を通じて、生活基盤施設を中心とした都市における文化景観の改良が進められている。
- 13) 岡部明子『サステイナブルシティ-EUの地域・環境戦略』, 学芸出版社, 2003, 58~64頁。
- 14) Wöbse, H. H., "Historische Kulturlandschaften, Kulturlandschaftsteile und Kulturlandschaftselemente," in Kommunalverband Großraum Hannover hrsg., *Kulturlandschaften in Europa - regionale und internationale Konzepte zu Bestandserfassung und Management: Beiträge zur regionalen Entwicklung* 92, 2001, SS.9-12.
- 15) Schenk, W., "Landschaft und Kulturlandschaft - getönte Leitbegriffe für aktuelle Konzepte geographischer Forschung und räumlicher Planung," *Petermanns Geographische Mitteilungen: Zeitschrift für Geo- und Umweltwissenschaften* 146, 2002, S. 11.
- 16) Denecke, D. "Quellen, Methoden, Fragestellungen und Betrachtungsansätze der

- anwendungsorientierten geographischen Kulturlandschaftsforschung,” in Schenk, W., Fehn, K. und Denecke, D. Hrsgs. *Kulturlandschaftspflege: Beiträge der Geographie zur räumlichen Planung*, Borntraeger, 1997, SS.35-49.
- 17) Dix, A. “Bibliographie zur Angewandten Historischen Geographie und zur fächerübergreifenden Kulturlandschaftspflege,” in Dix, A. Hrsg. *Angewandte Historische Geographie im Rheinland*, Rheinischer Verein für Denkmalpflege und Landschaftsschutz e.V., 1997, SS.100-212.
 - 18) UNESCOホームページ (<http://whc.unesco.org/en/culturallandscape/#1>. 2006年5月25日, 13:10) に基づく。
 - 19) 前掲15) S.11.
 - 20) 前掲3) 2頁。
 - 21) 前掲4) 10～29頁。
 - 22) 前掲4) 21頁。
 - 23) 前掲4) 17～29頁。
 - 24) 前掲3)によれば、イングリッシュ・ヘリテージは1983年の国家文化遺産法により文化・メディア・スポーツ省所管の公共団体として設立された。
 - 25) 田園地域庁のホームページ (<http://www.countryside.gov.uk/whatwedo/index.asp>. 2006年8月7日, 14:30) によると、本機関は1909年の田園開発委員会に起源を有し、1949年の国立公園と田園地帯アクセス法によって設置された国立公園委員会 *National Parks Commission*, 1968年の田園地域法 *Countryside Act*に基づく田園地域委員会を経て、1999年に田園地域庁 *Countryside Agency*へと改組された。
 - 26) カントリーサイド・コミッション著、(財)農村開発企画委員会編・勝原文夫訳『イギリスの農業景観－保全と創造』, 論創社, 1984, 120～123頁。
 - 27) 蟻野弥生「自然環境法制」, 稲本洋之助・戒能通厚・田山輝明・原田純孝編著『ヨーロッパの土地法制－フランス・イギリス・西ドイツ』, 東京大学出版会, 1983, 299～301頁。
 - 28) Bady, J-P, *Les monuments historiques en France*. Que sais-je? 2ed, 1998, p.13.
 - 29) 前掲2) 82頁。
 - 30) 松政貞治「点・線から面への景観規制の移り変わり－フランスの景観コントロール」, 造景4, 1996, 167～174頁。
 - 31) 前掲3) 7～8頁。
 - 32) 和田幸信「ZPPAUPの景観保全制度としての特徴と作成状況－フランスにおける建築的・都市的・景観的文化遺産保存区域 (ZPPAUP)に関する研究 その1」, 日本建築学会計画系論文集536, 1998, 177～184頁。
 - 33) 稲本洋之助「フランスの『都市計画法典』－その主要な制度についての解説」, 稲本編著『フランスの都市計画法典』, 財団法人土地総合研究所, 1997, 8～10頁。
 - 34) 平尾和洋・川崎清「パリPOS (土地占有計画)『景観保全のための紡錘体 (FUSEAU)』の現状分析」, 日本建築学会計画系論文集460, 1994, 122～129頁。
 - 35) ヴィンフリート＝ブローム・大橋洋一『都市計画法の比較研究－日独比較を中心として』, 日本評論社, 1995, 199頁。
 - 36) 州および基礎自治体の裁量が大きいことは、州ごとに建築法が制定されているだけでなく、都市計画の策定主体が1986年の建設法典において基礎自治体と規定されていることから理解できる。
 - 37) 広渡清吾「総論－都市法の論理と歴史的発展」, 原田純孝・広渡清吾・吉田克己・戒能通厚・渡辺俊一編『現代の都市法－ドイツ・フランス・イギリス・アメリカ』, 東京大学出版会, 1993, 31～53頁。なお、“Flächennutzungsplan”と“Bebauungsplan”は前掲9) 213頁を参考として、それぞれの計画内容の特性から土地利用準備計画と地区詳細計画の訳語を用いた。
 - 38) 広渡清吾「都市計画と土地所有権－『建築の自由』の検討－」, 原田純孝・広渡清吾・吉田克己・戒能通厚・渡辺俊一編『現代の都市法－ドイツ・フランス・イギリス・アメリカ』, 東京大学出版会, 1993, 54～76頁。
 - 39) 野呂 充・アンドレアス シェラー「ドイツ連邦共和国フライブルク市の都市景観行政 (1)」, 広島法学27(2), 2003, 377～378頁。

- 40) 前掲10) 73頁。
- 41) Graafen, R. "Das rechtliche Instrumentarium der Landschafts- und Kulturlandschaftspflege," in Schenk, W., K. Fehn und D. Denecke hrsgs. *Kulturlandschaftspflege: Beiträge der Geographie zur räumlichen Planung*. Borntraeger, 1997, SS.35-49 によれば, 1971年にバーデン・ヴュルテンブルク州文化景観保全・保護法, 1973年にバイエルン州文化財保全・保護法, 同年ハンブルク州文化財保護法がそれぞれ制定された。
- 42) 前掲11) 64頁によれば, バイエルン州の農村振興計画における4つの重点事項には, 文化景観プログラムを核とする環境関連政策のほか, 食品産業の育成や農家の投資促進を目指す構造改善, 村落再整備などの農村振興, さらに, 植林などの林業施策が含まれている。
- 43) 前掲11) 65頁。
- 44) Bayerisches Staatsministerium für Landwirtschaft und Forstenホームページ (<http://www.stmlf.bayern.de/agrarpolitik/programme/foerderwegweiser/11028/>, 2006年6月8日, 19:05) に基づく。
- 45) バイエルン州・文化財保護法では「歴史的, 文化的, 都市建築的, 科学的, あるいは民族的な重要性の認められる」(第1条1項) 建築物文化財, 遺跡文化財, 動産文化財などの個々の対象物を保全するするとともに, 「建築された施設・設備Anlageの統一体・エンセンブル」(第1条3項) を対象として, 一体的に文化景観を保全する保全地区制度が導入されている。
- 46) Hochbauamt, *Denkmalgeschütztes Ensemble Werderau Informationsblatt*, Stadt Nürnberg, 2001, S.2.
- 47) 大村謙二郎「都市計画の実現システムと事業法制」, 原田純孝・広渡清吾・吉田克己・戒能通厚・渡辺俊一編『現代の都市法—ドイツ・フランス・イギリス・アメリカ』, 東京大学出版会, 1993, 106~109頁。
- 48) Bayerisches Landesamt für Denkmalpflege ホームページ (http://www.blfd.bayern.de/blfd//content/pdfs/Foerderung_prn.pdf, 2006年6月15日, 19:30) で公表された資料 (*Förderung denkmalpflegerischer Maßnahmen-Bearbeitungsstand*, 2004, S.1) に基づく。
- 49) 前掲48) SS.2-4. によればバイエルン州所得税法 (第7条i, 10f, 10g) に基づいて文化財の修繕費用の一定額を所得税から控除することができる。また, 固定資産税法や売上税法においても税の軽減が規定されている。
- 50) 前掲8) SS.126-127.
- 51) Amt für Stadtforschung und Statistik, *Nürnberg in Zahlen*, Press- und Informationsamt, 1996, S.2.
- 52) Endres, R. und Fleischmann, M., *Nürnberg's Weg in die Moderne—Wirtschaft, Politik und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, W. Tümmels, 1996, SS.27-48.
- 53) 前掲9) 200頁。
- 54) Karbach, P., *Nürnberg—Organisation und Struktur des städtischen Lebens*, Wissenschaftlich Publizistischer Verlag L. Berthold, 1990, SS.270-296.
- 55) Stadtvermessungsamt und Stadtplanungsamt, *Sanierung Bleiweißviertel: Dokumentation*, Stadt Nürnberg Stadtvermessungsamt und Stadtplanungsamt, 1990, SS.4-14.
- 56) ITO, T., "The regional results and problems of urban renewal in Germany," in Murayama, Y. and Du, G. eds., *Cities in Global Perspective: Diversity and Transition*, College of Tourism, Rikkyo University and International Geographical Union, Urban Commission, 2005, p.262.
- 57) Eltages, M. und Walter, K., "Einführung—Städtebauförderung: historisch gewachsen und zukunftsfähig," *Informationen zur Raumentwicklung (Bundesamt für Bauwesen und Raumordnung) Heft 9/10* (2001), 2002, SS.1-10.
- 58) Wiessner, R., "Probleme der Stadterneuerung und jüngerer Wohnungsmodernisierung in Altbauquartieren aus sozialgeographischer Sicht—Mit Beispielen aus Nürnberg," *Geographische Rundschau* 40 (11), 1988, SS.18-25.
- 59) Walther, U.-J., "Ambitionen und Ambivalenzen: Soziale Ziele in der Städtebauförderung—das junge Programm „Soziale Stadt“, " *Informationen zur Raumentwicklung (Bundesamt für*

- Bauwesen und Raumordnung*) Heft 9/10 (2001), 2002, SS.527-238. ただし, 前掲56) pp.263-265. によると, 1990年代後半以降, 連邦の都市再生事業の関連予算は旧東ドイツへ重点的に配分されており, 旧西ドイツの大都市の都市更新事業件数は減少傾向にある。
- 60) Deutsche Akademie für Städtebau und Landesplanung Landesgruppe Bayern hrsg., *Städtebau im Wandel—Stadtteil Nürnberg Langwasser*, Druckhaus Nürnberg, 1988, S.11.
- 61) 前掲9) 203~208頁。
- 62) European Commission ホームページ (http://ec.europa.eu/regional_policy/atlas/factsheets/pdf/fact_eu.pdf, 2006年6月13日, 18:20) に基づく。

Construction of Socio-economic Intervention for Cultural Landscape Preservation in European Courtiers

ITO Tetsuya (Toyo University)

The main purpose of this study is to reexamine the conception of cultural landscape in European countries and to clarify how they construct socio-economic intervention for preservation of cultural landscape, as well as to investigate how the preservation system of cultural landscape contributes to areal sustainable development through a case of Nuremberg in Germany.

Although there exist a great variety of concepts of cultural landscape, the cultural landscape is generally understood as “combined works of nature and of man,” which involve both results and process of socio-economic activities. Conservation of cultural landscape, therefore, means not only the preservation of physical and ecological environments as they are, but also areal rehabilitation which renovates the areal balance among economic, ecological, aesthetic and cultural products through the socio-economic intervention. After the Second World War II, European countries introduce many kinds of socio-economic intervention for cultural landscape preservation such as regulation of building construction in the preservation area in a historical part of city through the framework of urban planning, as well as subsidies for old historical building.

Key words: European countries, Historical landscape, Intervention for cultural landscape preservation, Landscape regulation, Control of landscape